

# 令和5年度 第1回豊島区総合教育会議 次第

日 時： 令和5年12月12日（火） 午後2時30分

会 場： 豊島区役所本庁舎8F 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

豊島区教育大綱の策定について

## 3. 閉 会

### 〈資料〉

資料1 豊島区教育大綱の策定について

### 〈参考資料〉

参考資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（概要・通知）

参考資料2 第4期教育振興基本計画（概要・本文）

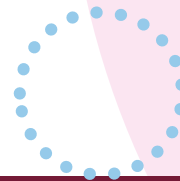
参考資料3 次期豊島区教育ビジョン（令和6(2024)年度～令和10(2028)年度） 諮問概要・本文

参考資料4 他自治体の教育大綱

# 豊島区教育大綱の策定について

豊島区

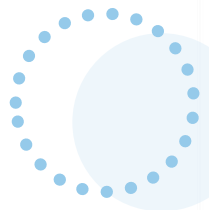
令和5年12月12日



## 議題

# 豊島区教育大綱の策定について

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
- 2 新たな豊島区教育大綱の策定
- 3 今後の予定



# 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

## (1) 法改正の概要

文部科学省は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正(平成27年4月1日施行)し、教育行政の抜本的な改革を図った。

### 改革内容

- ① 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化
- ② 迅速な危機管理体制の構築
- ③ 地方公共団体の長と教育委員会の連携強化(主に**教育大綱・総合教育会議**)
- ④ 地方に対する国の関与の見直し

※ 詳細は参考資料を参照

## (2) 教育大綱

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋)

### 教育大綱の策定等

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 背景

- 地方公共団体の長(以下、「長」という)は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していること。
- 教育行政において、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていること。

## 法改正後

地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、長は、「総合教育会議」における協議、調整を経て、教育大綱を定めることが義務付けられた。

**地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化**



## 教育大綱の定義

- 教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、**その目標や施策の根本となる方針を定めるもの**であり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 教育大綱は、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとともに、**地域の実情に応じて定めるもの**。
- 教育大綱が対象とする期間は、長の任期(4年)と国の教育振興基本計画の対象期間(5年)を鑑み、**4～5年程度**を想定している。
- 長が有する教育大綱の策定権限は、教育委員会に属する事務を管理し、執行する権限を長に与えたものではない。

※ H26年度文科省通知で示された内容の一部を記載

## 記載事項の考え方

- 教育大綱の主たる記載事項は各地方公共団体に委ねられているが、予算や条例等の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- 教育大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないように、総合教育会議において、十分に協議・調整を尽くした上で策定する必要がある。
- 長と教育委員会で調整がついた事項について記載した場合は、双方に尊重義務があること。
- 調整がついていない事項が教育大綱に記載された場合は尊重義務はない。なお、教育に関する事務の執行権限は教育委員会に属するため、その事務の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- 教育大綱には、長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員人事の基準等）について、教育委員会が適切と考えて記載することも考えられること。

※ H26年度文科省通知で示された内容の一部を記載



## (3) 総合教育会議

### 総合教育会議

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋)

第一条の四 地方公共団体の長は、**大綱の策定に関する協議**及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 **教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策**
- 二 **児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置**

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4～9 (略)

調整：教育委員会の権限に関する事務について、予算の編成・執行や条例提案等、地方公共団体の長の権限に関する事務との調和を図ること

協議：調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われる

# 長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進



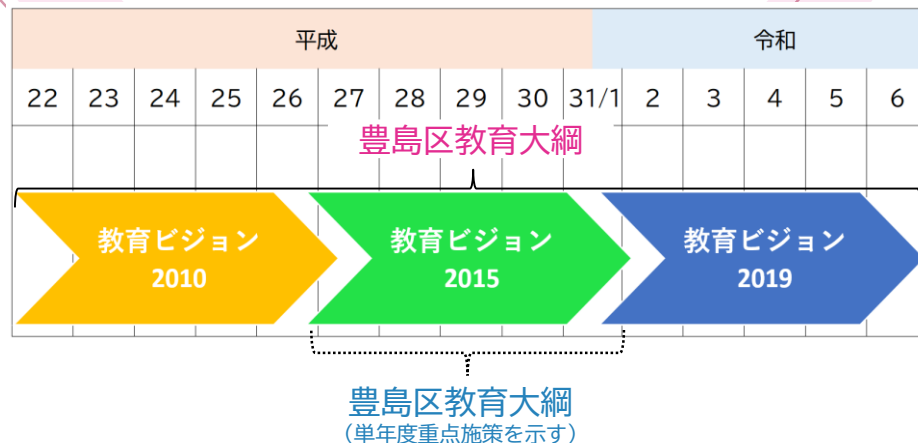
※ 文部科学省作成の資料より一部抜粋

## 2 新たな豊島区教育大綱の策定

### (1)これまでの豊島区教育大綱

- 平成27年の法改正と同時期に、教育振興基本計画である教育ビジョン2015を定めており、その目標や施策の根本となる方針が教育大綱に合致することから、平成27年度第2回総合教育会議において協議した結果、教育ビジョン2010及び2015を「**豊島区教育大綱**」と位置付けるとともに、単年度の重点施策を示した「**豊島区教育大綱**」を策定した。
- 単年度の重点施策を示した「**豊島区教育大綱**」は、平成28年度から令和元年度まで、毎年度総合教育会議での協議を経て、策定していた。
- 教育ビジョン2019については、令和元年度第1回総合教育会議において、教育ビジョン2019を「**豊島区教育大綱**」と位置づけることを決定した。

〈教育大綱の位置づけ〉

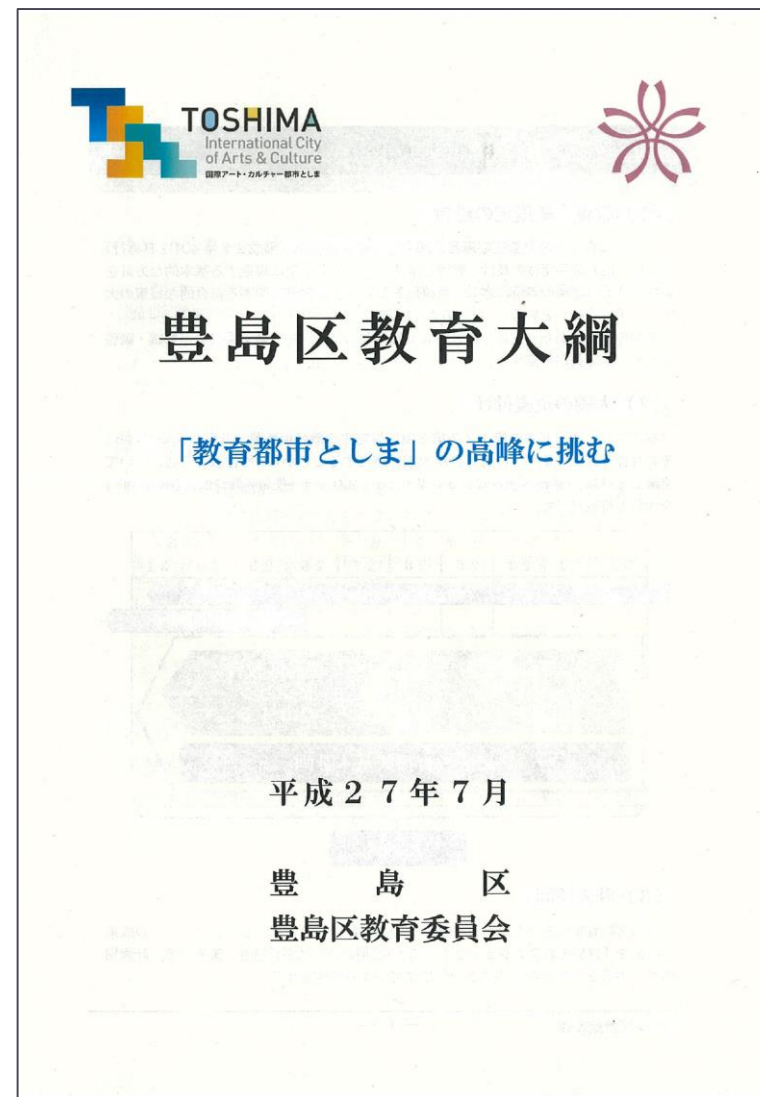


### 教育大綱と教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、**教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができる**と考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。



# 〈平成27年度 第2回総合教育会議で決定した豊島区教育大綱〉



## 2 豊島区教育大綱の策定について

### (2) 新たな豊島区教育大綱

民意を代表する区長として、区政において極めて重要な柱である教育について、「未来を切り拓く 笑顔で元気な‘としまっ子’が育つまち」を推進していく観点から、何を目指していくかという方針を教育委員会と協議の上、区民に示す必要があると考え、教育ビジョンとは別に新たな「豊島区教育大綱」を策定する。

〈現在〉

豊島区教育大綱 = 豊島区教育ビジョン

〈次期〉

豊島区教育大綱

豊島区教育ビジョン



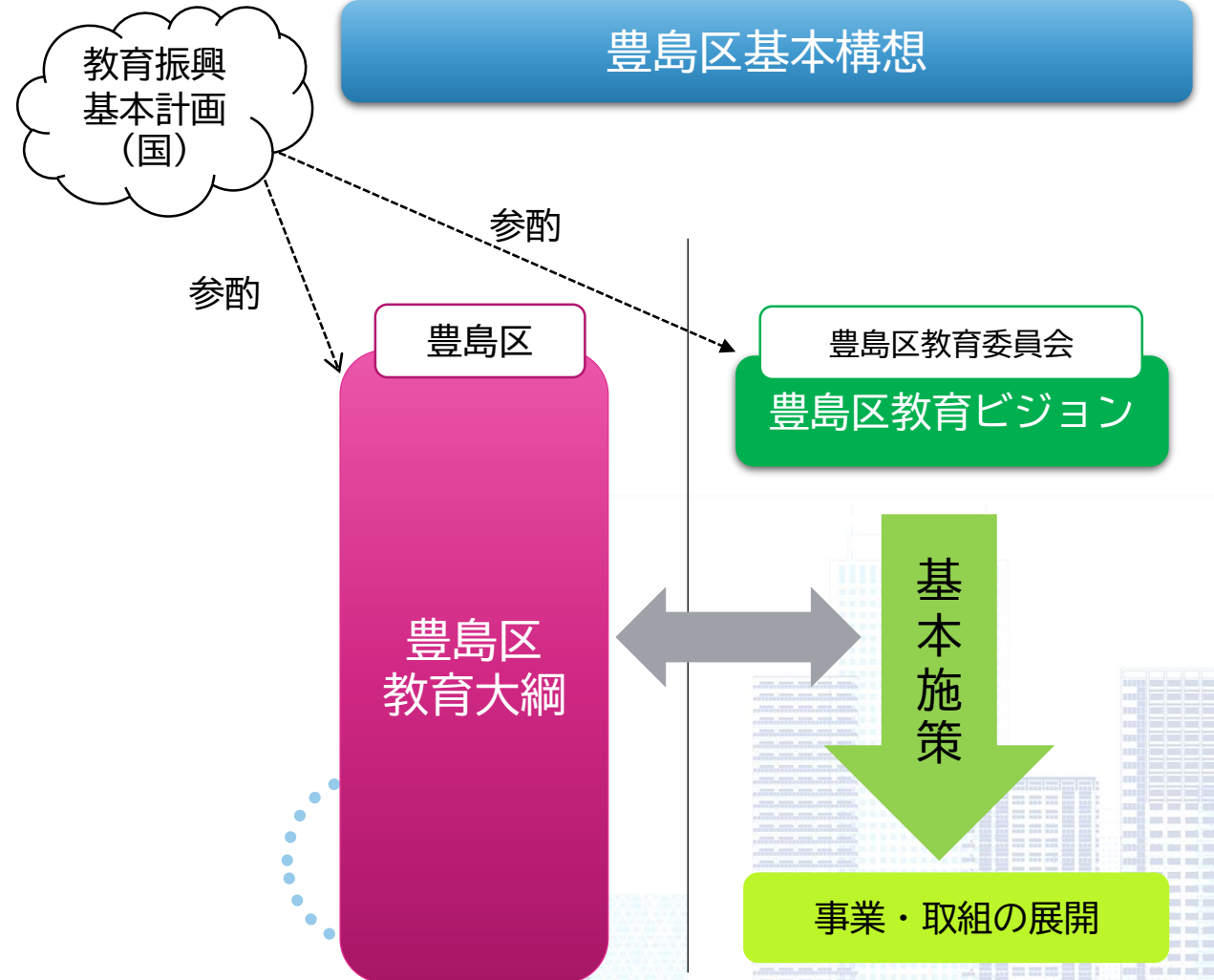
### (3) 教育大綱と教育ビジョンの関係

- 国の教育振興基本計画を参酌しつつ、豊島区基本構想に基づいて、教育大綱を策定していく。
- 教育大綱と教育ビジョンが、豊島区が目指す教育に関する基本的な方針を共有することで、より実行力のある施策を展開していく。

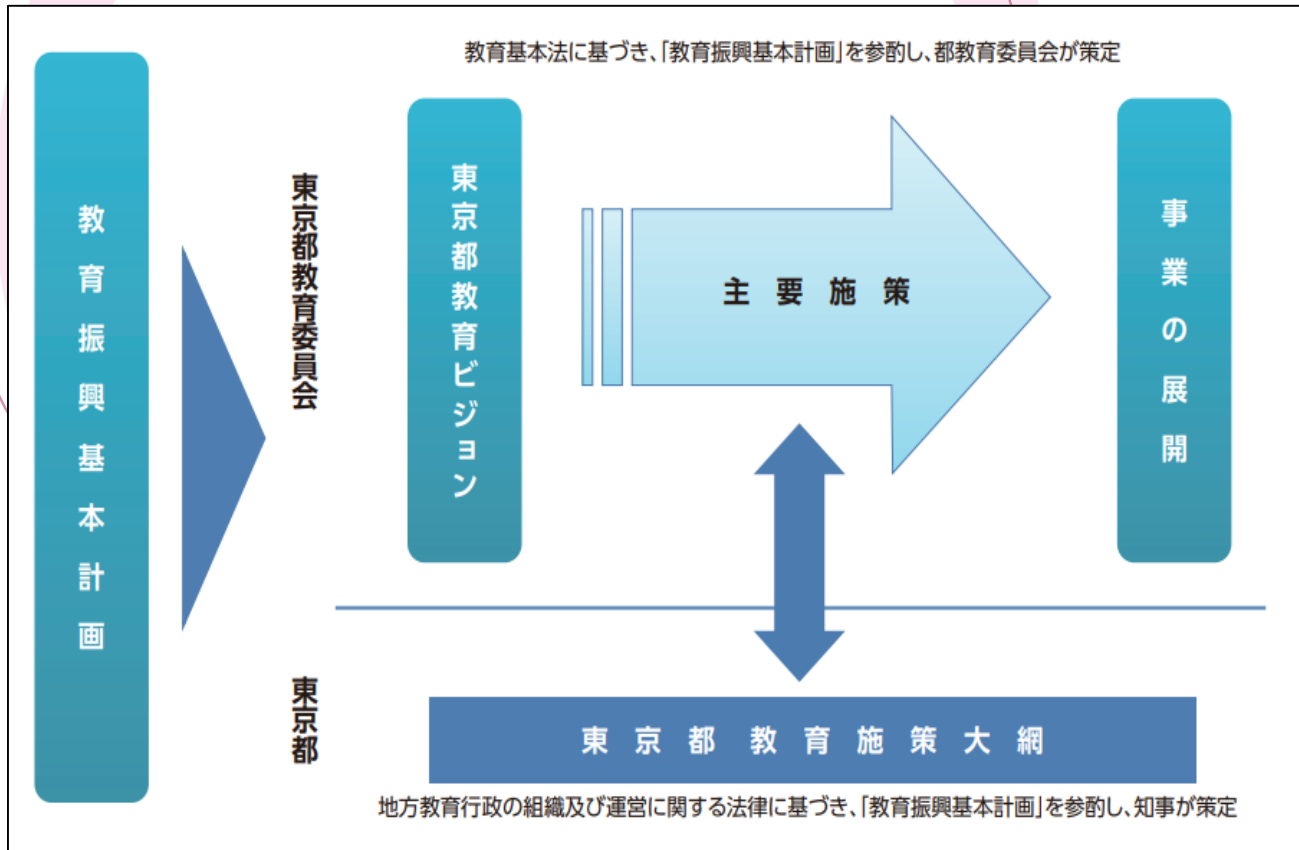
#### 〈比較〉

区分	教育大綱	教育振興基本計画(教育ビジョン)
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体 (豊島区教育委員会)
内容	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

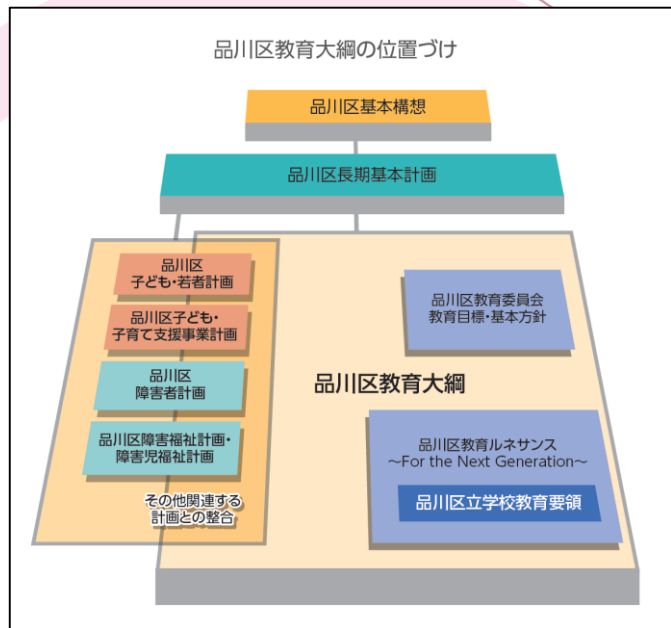
#### 〈本区における関係イメージ〉



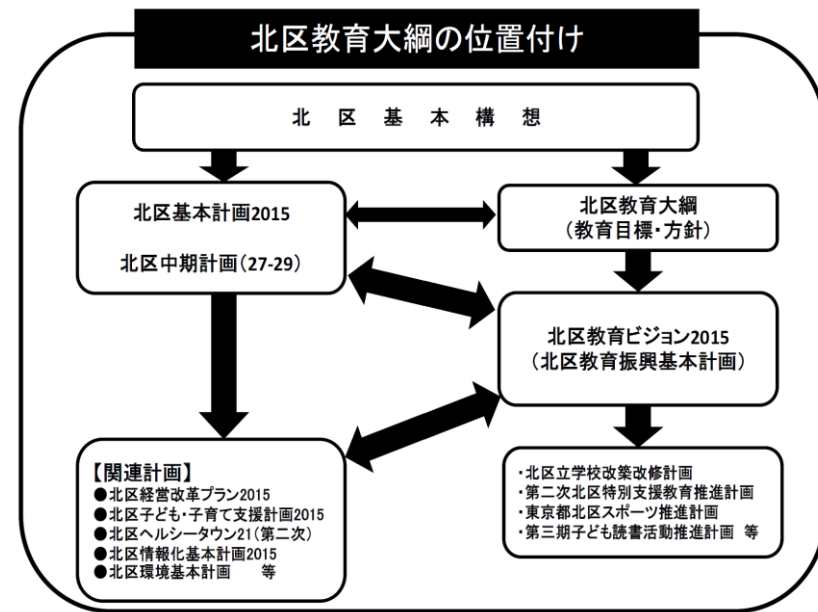
(東京都)



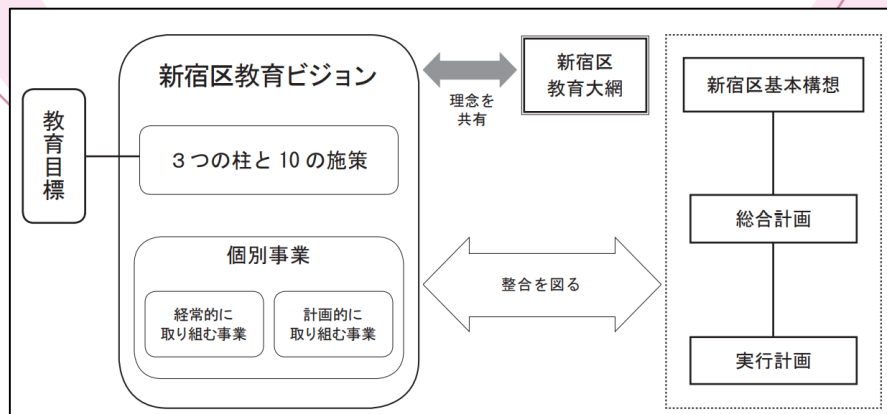
東京都教育ビジョン（第4次） （東京都教育委員会策定）		東京都教育施策大綱 （東京都知事策定）
基本的な方針		教育施策における重要事項
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	III 世界で活躍できる人材の育成
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進 VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	
	11 質の高い教育を支える環境の整備	
	12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	



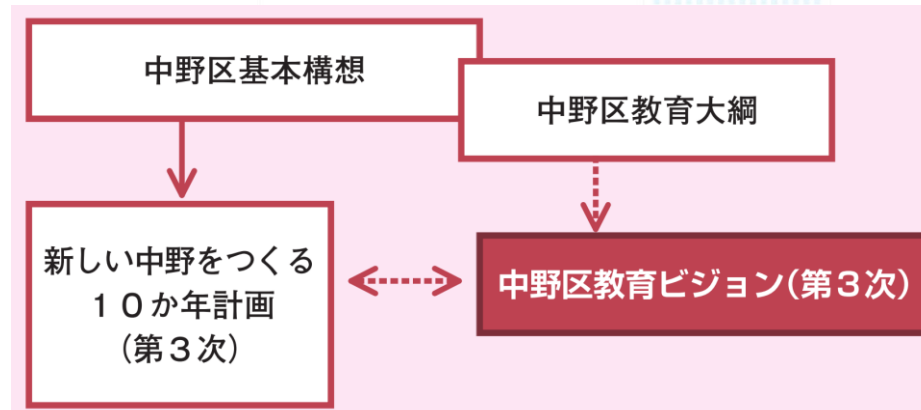
(品川区)



(北区)



(新宿区)



(中野区)

# 3 今後の予定

## 〈令和5年〉

12月12日  
(本日)

豊島区教育大綱の策定について協議

12月下旬～  
1月下旬

未来としまミーティングにより、保護者の声の聞き取りを実施  
(12/20・1/15・1/24)

## 〈令和6年〉

1月23日  
(第2回総合教育会議)

- ・アンケート調査について
- ・豊島区教育大綱の骨子について協議
- ・次期教育ビジョンの骨子について報告

3月予定  
(第3回総合教育会議)

豊島区教育大綱の検討